

News Release

CONCORDIA
Financial Group

2025年3月26日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 片岡 達也

コード番号 7186 東証プライム市場

取締役等に対する報酬制度の一部改定について

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 片岡 達也）は、本日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役および執行役員（以下、「取締役等」）に対する報酬制度（以下「役員報酬制度」）を2025年7月より改定することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 改定の目的

当社では、グループの持続的な成長促進と中長期的な企業価値向上をはかるため、過度なリスクテイクを抑制しながらも適切なインセンティブとして機能する役員報酬制度を定めています。

次年度より新たな中期経営計画のもとで企業価値向上に取り組むにあたり、役員報酬制度においても中長期的なインセンティブである株式報酬の割合を引き上げることで、株主の皆さまとの価値共有をさらに高めていきます。

また、株式報酬と短期業績連動報酬を合わせた「インセンティブ報酬」については、その割合を引き上げるとともに、評価や交付の方法を見直すことで業績達成に対するインセンティブを高めていきます。

さらに、より透明性の高い報酬決定プロセスへの見直しを行うことにより報酬ガバナンスを強化するほか、グループ内の各銀行の役員報酬制度も当社の考え方にに基づき改定し、グループガバナンスの強化をはかります。

2. 役員報酬制度改定の概要

(1) 報酬の構成割合の見直し



◆ インセンティブ報酬を34%から50%へ引き上げ（うち、株式報酬は17%から30%へ引き上げ）

取締役等の報酬は、①基本報酬、②短期業績連動報酬、③株式報酬の3種類で構成しています。今回、業績達成に対するインセンティブをさらに高めるため、業務執行取締役のインセンティブ報酬（②と③）の割合を5割まで引き上げます。

（2）株式報酬制度の一部改定

当社では信託を活用した株式報酬制度を導入しています。今回、神奈川銀行の取締役等にも対象を拡大し、グループ内の各銀行役員が同じ目線で企業価値向上に取り組むインセンティブを高めます。

また、当社株式等（当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭）を退任後に交付している「信託Ⅰ」については、退任後ではなく毎事業年度終了後の株式交付（※）とします。

さらに、中期経営計画の業績目標達成度に応じて当社株式等を交付している「信託Ⅱ」については、次期中期経営計画より、新たな業績連動指標として株価指標（相対TSR）を追加します。

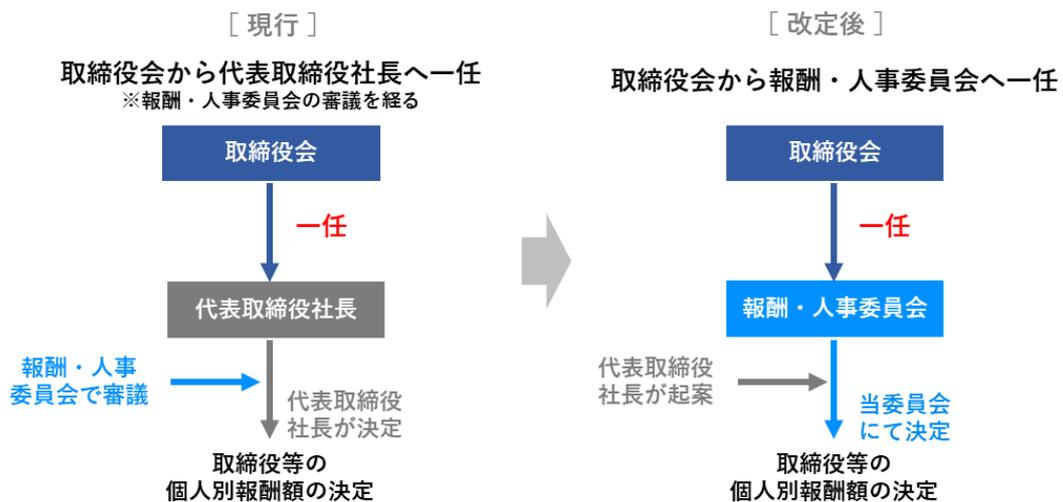
本制度は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象に継続を予定しており、本制度に係る信託の設定時期や取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

（※）退任時まで譲渡制限の対象とします。

（3）報酬決定プロセスの見直し

当社では取締役等の個人別報酬額の決定について、株主総会の決議により決定した限度額等の範囲内で取締役会が代表取締役社長に一任しています。現状は代表取締役社長に一任していますが、今後は、報酬決定プロセスの透明性をより高めるため、社外取締役のみで構成される報酬・人事委員会に一任し、同委員会で決定します。

◆ 報酬ガバナンスの強化



以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室
（横浜銀行 総合企画部コーポレートコミュニケーション推進室内） TEL：045-225-1141